

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 31 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25870341

研究課題名(和文) 個人情報の私法上の保護に関する一般法理の研究

研究課題名(英文) Protection of Personal Data in Civil Law

研究代表者

村田 健介 (MURATA, Kensuke)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：00551459

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：個人情報の保護につき、その一般法理をどのように構築するかは、個人情報をなぜ保護すべきかという問題をいかに考えるかによって変わり得るのではないか、近時話題となっている「忘れられる権利」を広く認めるか否かもそれに左右されるのではないかという問題意識から、フランス法を比較対象として、個人情報の保護につき検討を加えた。

その結果、個人情報も公共財だと捉えるのであれば、個人情報の保護は公共の利益にかなう限りで認められ、「忘れられる権利」も否定されやすいのに対し、個人情報を個人のいわば所有物だと考えるのであれば、個人情報の保護は広く認められ、「忘れられる権利」も広く肯定されやすいとの結論に至った。

研究成果の概要(英文)：I examined how the rules of protection of personal data should be constructed, on the comparison of Japanese law and French law. For this study, I thought that it depends on the basis of protection of personal data. If personal data is considered as public good, personal data will be protected only to the extent that public good require it. But if personal data is considered as personal property, personal data will be largely protected. For example, "right to be forgotten" will be largely limited from the first point of view, but it will be largely recognized from the second point of view.

研究分野：民法・フランス法

キーワード：個人情報 忘れられる権利 所有 フランス法 EU法

1. 研究開始当初の背景

(1) 以前の研究

報告者は、以前から、フランス法の議論を参照して、著作物について、以下の2点を検討してきた。すなわち、第1に、フランスでは、著作物が、私人と公共のいずれに帰属するかにつきいずれの立場を採るかによって、著作権の意義や性質が、異なったように理解されていた。具体的には、自らに帰属する著作物について著作者に当然に認められる排他的権利と理解すべき(自然権論型)か、そうではなく公共の利益(著作者人格権については特に文化的利益)に資するための政策的・機能的権利と理解すべきか(インセンティブ論型)が議論されていた。後者の立場には、著作権を、自己に帰属するものの所有権や人格権とは捉えず、特権と捉え、全く別の制度として観念するものもあった。そして、特に、公共の利益に反する著作物の撤回(利用契約の終了)権を、著作物を流通から引き揚げ、破壊・消去したいという著作者の人格的・精神的利益のために肯定すべきかは、著作物の帰属に対する考え方によって帰結が異なっていた。

第2に、フランスにおいては、著作物が著作者に帰属するとみる立場から、著作権の一般法理を所有権に根拠付けることが以前から有力になされている。もっとも、著作者の人格的・精神的利益を保護する、譲渡不能の著作者人格権を、所有権の一要素と捉えることは、一般に、所有権を譲渡可能な財産的権利として把握する我が国の学説からは理解し難い。しかし、フランス法の議論から、所有権の保護法益は、何も財産的利益に限られず、人格的・精神的利益でもあること、精神的利益の保護を肯定することが、所有権の譲渡可能性と必ずしも衝突するものではないこと、一方で、譲渡・放棄による処分が認められない所有権も肯定可能であることが示された。そして、著作物の無体物としての特性から、物理的処分が不可能とはいえ、撤回権を認めることによって、著作物を撤回して他人の目から極力免れさせることにより、破壊に準じた権利行使が認められ、それを所有権に根拠付けるものがあることも示された。

(2) 以前の研究と本研究との関係

一方で、我が国における個人情報保護法理に着目すると、著作物と同じ情報であるにもかかわらず、(1)のように、個人情報は本来的に何に帰属するのかを問う議論はみられなかった。その結果、個人情報は本来的に何に帰属するのに遡って個人情報保護法理の把握を図る議論もみられなかった。具体的には、昨今話題になっている「忘れられる権利」を、どのように位置付けるべきかについても、欧州の議論が紹介されるものの、上述の観点を明示的に取り上げる議論はみられなかった。

そこで、本研究においては、以前の研究に

おいて採用しアプローチを手掛かりとして、2. の点を明らかにすることを試みた。

2. 研究の目的

本研究は、個人情報保護につき、「忘れられる権利」等新たな権利の出現に対応し得る一般法理を明らかにすることを目的とした。その際、以下の2点に力点を置くこととしていた。第1に、個人情報の保護は、何のために、いかになされるべきか。すなわち、個人情報を、私人の「人格」と捉え、これを強固に保護すべきか、または、公共のものと捉え、私人に付与される権利を、公益保護のための機能的権利とすべきか。第2に、第1の整理を踏まえたとき、個人情報保護の一般法理はどのように構想されるべきか。その法理を、新たな権利の出現に対応し得る安定的なものとするには、私法上の他の一般法理との関連付けが有益である。この一般法理を、著作者の権利のように、所有権の法理に求め得るか、求め得るとして、「忘れられる権利」は実際にどのように位置付けられるべきか明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 本研究の具体的検討対象

本研究を進めるにあたっては、著作権に関して行ったのと同様、フランスの議論を検討対象として進めた。それは、以下の3点による。

① 著作権に関する議論だけを見ても、所有権だけでなく人格権に関しても言及があり、著作物に関する議論の豊富さは、個人情報の研究を進めるに際しても参考となると考えた。

② 同一の法体系に検討を加える方が、著作物と個人情報との異同がいかなる視点に基づき、いかなる限度で語られているのかをより明確化できると考えた。

③ 個人情報に関する、フランス以外の諸外国の制度を比較研究することも、一定の有用性をもつと考えるが、多くの国の制度の比較検討を行うためには、より多くの時間を必要とすると考えられた。そこで、一定期間内に一定の研究成果を挙げるためには、応募者が、研究対象として最も意義のあると考える国の制度に絞って検討する方が、より詳細な分析が可能であり、かつ、研究目標の達成も現実的であると考えた。

(2) 本研究の具体的方法

本研究の国内における具体的な方法としては、所有権法や人格権法、関連分野である知的財産法に関する日本語・フランス語文献の収集及び検討・分析、これらの分野に関する我が国の研究会・シンポジウム等への参加・報告を中心とした。しかし、我が国で入手できる文献の検討・分析等だけでは、フランスの各論者の見解をより実質的に理解するにあたって不十分な点、最新の議論をフォ

ローできない可能性もあると考えられた。そこで、在外出張・研究として現地に赴き、我が国では入手困難な文献の収集を行い、また、フランスの民法学・知的財産法学の著名な研究者にインタビューして、最新の議論に接したりすることも行った。

4. 研究成果

(1) 個人情報の帰属先

個人情報の帰属先および所有権法理との関係については、フランス法においては、著作物に関する議論ほど激しい議論はみられなかった。もっとも、以下の点は明らかになった。

まず、フランス法においては、個人情報は、人格に結びついたものと考えられており、個人情報の保護は、1970年7月17日の法律70-643号による改正後の民法典9条による、「自らの私生活の尊重を求める権利 (droit au respect de sa vie privée)」と関連付けられてきた。したがって、フランス法において、個人情報として念頭に置かれているのは、私生活に関する情報であるといえる。フランスにおいて、「私生活」は人格を構成するものと捉えられているため、個人情報は私人に帰属すると捉えられてきたものとみられる。

ただし、欧州における個人データの取扱いに関する統一的なルール制定の要請を受けて、1995年、個人データの取扱いにかかる自然人の保護及び個人データの自由移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び評議会指令95/46が制定されたのに伴い、フランスにおいても、1995年指令を国内法化した、個人データの取扱いにかかる自然人の保護に関する2004年8月6日の法律(情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律78-17号を改正するもの)が制定されている。これによると、個人データは、定義上、私生活に関する情報には限られていない。もっとも、私生活に関する情報か公的生活に関する情報かを問わず、個人に関する情報を、同一の法制度の下に置いた上で、具体的な保護のあり方については対抗利益との調整問題とするとの規律方法からは、個人情報一般を私人に帰属するものと捉えているとの分析が可能である。フランス人研究者へのインタビューからも、同様の示唆が得られた。

実際、人格特定には必ずしも結びつかない著作物を人格の発露とみるフランスの通説的見解からは、人格自体の特定に結びつく個人情報を人格と結び付けないという考え方は採用し難いであろう。我が国において、著作権の正当化根拠をどのように理解するかは激しく対立しているところであるが、もし、現行法上著作人人格権が強く保護されている点を捉えて、著作物を私人に帰属するものと把握するのであれば、個人情報もやはり私人に帰属するものとして把握するのが一貫するものと考えられる。また、我が国のプラ

イヴァシーに関する自己情報コントロール権説はこの立場に近いものとみられる。もっとも、個人情報を公共財と捉える可能性も完全に排除されるわけではないであろう。個人情報のまた表現活動に用いられるということのほか、個人情報が、社会に生きる各人の評価にも結びつき得ることを重視すれば、個人情報はやはり公共財であるとの考え方に傾きやすい。この考え方に立つならば、個人情報について本人に一定の権利が付与されるのは、立法府の判断として、公共の利益のために本人に権利行使を委ねるのが良いと判断されたからだと説明することになる。

(2) 所有権法理との関係

個人情報を私人に帰属するものと捉えるのであれば、次に、所有権法理との関係を問題とすることになる。しかし、この点についても、フランス法においてさえ、著作物に関する議論ほどの激しい議論はみられなかった。もっとも、無体物所有を肯定する立場を前提として、「個人データの所有権」という用語がしばしば用いられていたことは注目に値する。フランス法においては、「所有権」という語を用いることによって、保護の重要性を強調する意味をもつという側面があることがフランス人研究者へのインタビューから分かっているが、それにとどまらず、「個人データの所有権」という概念から、個人情報に対する排他的・全面的権能を導出している民法学説も存在していることが分かった。

(3) 「忘れられる権利」の位置付けについて

① フランス法における「忘れられる権利」の根拠と射程

本研究を進める中で、日本と、フランスを含む欧州とでは、「忘れられる権利」が論じられている場面の広狭に大きな差があることが分かった。そこで、本研究が、「忘れられる権利」の位置付けをも問題とすることにあって、日仏(欧)間の異同を明確化する必要があると考えた。

まず、フランスにおいては、当初、「忘れられる権利」が消滅時効制度と関連付けられて論じられた。もっとも、消滅時効制度は、「忘れられる権利」の直接の根拠というよりは、法が忘却を正当化し得ることの表れとして指摘されている。実際のところ、フランス法において、「忘れられる権利」の実質的な基礎として援用されてきたのは、上述の民法典9条であり、私生活の尊重のために認められるのが、「忘れられる権利」であるという。実際、「忘れられる権利」は、私生活の尊重の一側面にすぎないという指摘もされてきた。もっとも、今日では、「忘れられる権利」の客体は、私生活に関する情報に必ずしも限定されていない。「忘れられる権利」の根拠もまた、今日では2004年法に求められているからである。

その2004年法によれば、具体的には、名

誉毀損や私生活の侵害の場合のみならず、個人データが不正確になっている場合、不完全になっている場合、不明確になっている場合、古くなっている場合のほか、「必要な期間」を経過した場合に、個人データの削除やアクセス制限を請求する権利が認められる。また、2012年から審議されてきた「個人データの取扱いにかかる自然人の保護及び個人データの自由な移動に関する欧州議会及び欧州理事会の規則案」に関する2015年12月の妥結案は、「忘れられる権利」が認められる場合をさらに拡張している。すなわち、同妥結案7条3項によると、データ取扱いのための同意は、いつでも撤回することができる。そして、同妥結案17条1項b号は同意の撤回を「忘れられる権利」の要件として定めているところ、この要件はいつでも充たされ得ることになる。そして、同意以外の法的根拠がなければ、「忘れられる権利」は認められることになる。また、16歳（加盟国の法律によって13歳まで引き下げ可能）以下の子供がSNS等に個人データの取扱いに同意した場合には、原則として「忘れられる権利」を行使可能としている。

フランス法における「忘れられる権利」は、このように射程の広いものとなりつつある。なお、「個人データの所有権」概念を肯定する学説において、「忘れられる権利」についての具体的言及はなされていないが、個人情報に対する排他的・全面的権能を認める立場は、「忘れられる権利」を所有権の中に包摂する考え方と親和的であるといえよう。

② 日本法における「忘れられる権利」の根拠と射程

これに対し、我が国において論じられている「忘れられる権利」は、直接の情報公開者ではなく、検索エンジンを権利行使の相手方として想定している点に特殊性はあるが、現時点においては、名誉毀損・プライバシー「侵害」（本人の同意なき情報取扱い）が問題になる場合や、データが不正確な場合にほぼ限定され、本人が過去に公開に同意していた事実や、第三者により過去に適法に公開されたものの、今日公開の必要がなくなった事実の削除請求や公開差止請求が問題となる場合は念頭に置かれていない。

逆に言えば、我が国において現時点で援用される「忘れられる権利」は、今日までの名誉権・プライバシー保護法理と個人情報保護法の枠内で対処可能なものである。

③ フランス型「忘れられる権利」の導入の可否と個人情報保護の一般法理との関係

我が国のプライバシーに関する自己情報コントロール権説は、一般論としては削除請求に言及するものの、不正確な情報の削除請求を論じるとどまり、フランス・EUのように一般的な削除請求を問題にしているわけではない。したがって、現状の日本法に、フランス型の「忘れられる権利」を導入することは、従来のプライバシー保護からの拡張

を意味する。

このような、射程の広い「忘れられる権利」を認めるということは、個人情報を公共財として把握する立場からは説明し難い。というのは、本人の意思次第で、正確で不要になってもいない個人情報の削除が認められるというのは、公共の利益にはならないからである。一度も公開されていない個人情報についてはやむを得ないとしても、一度公開された個人情報を、情報主体の自由意思で非公開とすることは認め難いということになる。

一方で、単なる情報ではなく、あくまでも特定個人に関する情報である以上は、人格に引きつけて理解すべきだ、もし著作物を人格に結びついているとみたと、個人情報はおさら人格に結びついているとみるのであれば、個々人が、自己の個人情報の帰趨について自由に決定できるべきだとの帰結が導かれる。ここで個人情報に対する権利を所有権法理に引きつけて理解するとしても、「忘れられる権利」は、上述のように、個人情報に対する排他的・全面的権能の表出として整理することができる。また、より具体的に分析すると、著作物撤回権と同様、対象物が無体物であるがゆえの準物理的処分権として整理することができよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

①村田健介, 知的財産の帰属と「人格権」, 日本工業所有権学会年報39号, 2016年, 131~145頁, 査読なし

②村田健介, 「忘れられる権利」に関する一考察, 岡山大学法学会雑誌65巻3=4号, 2016年, 830~792頁, 査読なし, <http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/54135>

③村田健介, 不法行為法による情報保護のあり方, 別冊NBL155号(不法行為法の立法的課題), 2015年, 131~144頁, 査読なし

④村田健介, 所有権と精神的利益との関係——フランス著作者人格権の法的性質を題材として, 私法77号, 2015年, 171~178頁, 査読なし

⑤村田健介, 時効取得と登記, 別冊ジュリスト223号(民法判例百選I総則・物権(第7版)), 2015年, 112~113頁, 査読なし

⑥村田健介, フランスにおける所有概念の意義——著作者人格権の法的性質を題材として——(七・完), 法学論叢174巻6号, 2014年, 60~84頁, 査読なし

⑦村田健介, フランスにおける所有概念の意義——著作者人格権の法的性質を題材として——(六), 法学論叢174巻5号, 2014年, 54~85頁, 査読なし

⑧村田健介, フランスにおける所有概念の意義——著作者人格権の法的性質を題材として——(五), 法学論叢174巻4号, 2014年, 80~121頁, 査読なし

⑨村田健介, フランスにおける所有概念の意

義 — 著作者人格権の法的性質を題材として — (四), 法学論叢 174 巻 2 号, 2013 年, 61~84 頁, 査読なし

⑩村田健介, フランスにおける所有概念の意義 — 著作者人格権の法的性質を題材として — (三), 法学論叢 173 巻 4 号, 2013 年, 76~102 頁, 査読なし

〔学会発表〕 (計 2 件)

①村田健介, 知的財産の帰属と「人格権」, 著作権法学会・日本工業所有権学会合同研究大会, 2015 年 6 月 6 日, 一橋記念講堂 (東京都千代田区)

②村田健介, 所有権と精神的利益との関係 — フランス著作者人格権の法的性質を題材として, 日本私法学会, 2014 年 10 月 11 日, 中央大学法学部 (東京都八王子市)

〔図書〕 (計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村田 健介 (MURATA, Kensuke)

岡山大学大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：00551459

(2) 研究分担者

なし。

(3) 連携研究者

なし。